

2019年度より、クローバー登録者の皆さまが認定成年後見人養成研修等の一部を聴講できる制度(以下、聴講制度)が開始されました。今号では、2020年1月23日～26日に東京で開催された認定成年後見人養成研修に聴講制度を利用した参加者からの報告記事を掲載いたします。

「認定成年後見人養成研修(東京会場)聴講制度に参加して」

寺田 朝子／静岡県支部

2020年1月23日～26日に実施された第14回認定成年後見人養成研修(東京会場)に聴講制度を利用して参加しました。勤務の都合上、後半2日間の参加でしたが、たいへん有意義な時間を過ごすことが出来て、この聴講制度にとっても感謝しています。

私は現在、保佐を1件受任しています。2019年10月に受任したばかりの、受任ホヤホヤです。認定成年後見人養成研修を受ける前に悩み、研修後はクローバーに登録をすることがどうか悩み、こんな自分が後見人としてやっていけるのか悩みながらも、やっと一歩を踏み出したところでした。悩んでいた期間の分、養成研修を受けてから時間は経っており、再度勉強をし直したい気持ちでしたところ、この聴講制度の案内があり、すぐに受講を決めました。

聴講制度では自分の希望する講義を受けることが出来ます。演習は参加出来ないのですが、事前準備をする余裕のなかった私には、返って気負わず参加できる雰囲気でした。以前受講した内容を思い出し、新しい動向も知ることが出来ました。どの講義も実践している先生方の想いが伝わってくる力強い内容で、受任を始めた案件と照らし合わせて考えることができるとともに、励まされているような気持ちになりました。休憩時間には経験豊富な講師の先生に直接アドバイスをいただくこともでき、本当にありがたかったです。

参加する前は、後見人というのはとても孤独なのかもしれないと感じていましたが、今回参加して、研修参加者の方の質問や疑問に共感したり、同じく聴講制度に参加していた後見人の先輩の話に驚いたり、独りじゃないのだと感じることができました。必要な時は聴講制度を利用して、今後の長い(と思われる)後見人の道をなんとか歩んでいけるかも、と思えた時間でした。

体験報告

岡田 昌大／愛知県支部

日々、精神科クリニックのソーシャルワーカーとして勤務しながら、平行して後見人等として活動をしています。現在は、「クローバー」の活動が始まった直後の2009年から、後見1件(施設入所)の受任を機に、その後、保佐人として2件(在宅)受任し、計3件を受任しています。

今回は、1年半程前に受任した、保佐人としての体験報告をさせていただきます。被保佐人(以下、本人)は、精神障害以外の障害もありながら、様々な関係機関の支えによって在宅での生活を送られています。

受任するにあたり、「後見人」としての実践はありましたが、「保佐人」としての実践はこの案件からスタートしました。本人は、日々は就労継続支援B型事業所(以下、B型事業所)、や地域活動支援センターへ通い、生活のベースはグループホーム(以下、GH)での生活を送られています。幸いにも、保健センターの精神保健福祉士、相談支援専門員、B型事業所、GHの職員等が本人を支えていましたので、ソーシャルワーカーとしてのかかわりではなく、保佐人として与えられた権限のなかで支えていくことになりました。日頃のかかわりは、定期的に面会に行き、事業所の話や日常生活の状況を聞かせてもらいながら、側面的な支援を継続しています。

保佐人として関わっていくなかで、悩むこともありました。ある日突然、出会って間もない方と結婚して、子どもを産みたいとの話が挙がりました。しかし、「結婚すること(可否)」を決める権限は、本人にしかありません。保佐人としての権限ではない、本人の意志です。保佐人として出来ることは、本人の思いを丁寧に聞き、一緒に考えていくことかと思いました。その後、本人、相手、関係者を交えて、本人の状況や相手方の思いを確認する場を設け、話し合いを行い、最終的には相手方が本人とは付き合いを継続出来ないと判断され、別れることになりました。この一連のなかで考えたことは、特に女性ということもあり、本人の「結婚したい」、「子どもがほしい」との思いを、保佐人の立場でどのように考え、支えていけば良いのか悩みました。本人の年齢が若いこともあり、このことは今後も起こりえるため、本人の思いにどのように寄り添った実践ができるかが、自分自身への課題でもあると思っています。

認定成年後見人ネットワーク クローバー登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2020年3月10日登録者 200名

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	6	北海道6
東北ブロック	11	青森1、岩手2、宮城5、山形2、福島1
関東・甲信越ブロック	85	栃木3、群馬2、埼玉15、千葉9、東京34、神奈川14、山梨4、長野4
東海・北陸ブロック	22	岐阜2、静岡7、愛知12、三重1
近畿ブロック	14	京都1、大阪5、兵庫8
中国ブロック	10	鳥取1、島根1、岡山2、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	42	福岡17、長崎2、熊本9、大分1、宮崎1、鹿児島3、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2020年3月10日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 330件

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 186件	
受任中 136件	受任終了 50件
北海道2、宮城6、山形1、埼玉6、千葉1、東京43、神奈川9、山梨1、長野1、岐阜1、静岡3、愛知2、大阪3、鳥取1、山口1、愛媛1、福岡25、熊本20、宮崎1、鹿児島3、沖縄5、	北海道2、宮城1、東京19、神奈川4、静岡2、愛知1、大阪1、鳥取1、愛媛1、福岡13、熊本5、
内、受任前調整中 11件	
東京6、愛知1、熊本1、家裁外3	
内、受任不可・依頼取り下げ 133件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2019年12月1日～2020年2月29日)

- 12/7 第4回神奈川県クローバー登録者の集い
- 1/15 第4回埼玉県クローバー登録者の集い
- 1/16 令和2年新年賀詞交歓会/日本司法書士連合会他(齋藤敏靖/クローバー運営委員会副委員長)
- 2/7 厚生労働省令和元年度社会福祉推進事業「被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業」ヒアリング調査/みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部(齋藤敏靖/クローバー運営委員会副委員長)
- 2/7 第4回東京都クローバー登録者の集い
- 2/19 日本社会福祉士会ぱあととあとの協議
- 2/29 第5回神奈川県クローバー登録者の集い(中止)

ミニ・コラム

これまでに事務局に寄せられた後見活動上の課題の中からテーマを選んでお届けするミニ・コラム。第2回目は、「被後見人の意向にどう寄り添うか」について考えます。

(第2回)

お金の遣い方をめぐり被後見人等の意向にどう寄り添うか

節約について考えてみます。すぐには稼働収入や副収入が期待できず、障害年金と遺産では平均寿命まで財産がもちそうにない状況です。

判断材料としてすぐ思いつくのは、①本人の寿命はわからない、②誰が節約を考えているのか、③本人は財産の用途について考えがあるか、④趣味趣向や嗜好品への散財を同意追認して良いか、⑤「日用品の購入その他日常生活に関する行為」の範疇か、⑥平均的支出を参考にすべきか、⑦家族からの節約要請をどのように考えるか、⑧生活保護など預貯金が尽きたときの社会保障制度は何か、⑨預貯金が尽きたときの生活への影響は何か、⑩本人は財産が尽き生活環境が変わることを理解しているか等があげられます。

「そのときが楽しければ良い」と生活を一変せざるを得ない程、高額な支出を望まれたとき、安易に本人の意向に同調するのは難しいといえます。反面、本人にお金があるのに趣味趣向や嗜好品へまったくお金が遣えないのも問題です。例えば、「風俗店に週1回は通いたい」と言われたらどうでしょう。財産額や生活費、通う頻度を本人と共に工夫し、支出を考えることも必要になるのではないのでしょうか。ある程度の額は、監督人や家庭裁判所とも相談した上、散財する道も保証する必要があると考えます。監督機関への散財理由や額の提示は、後見人等のアセスメント力によります。財産状況や生活歴の違いから、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」の範囲や、趣味趣向・嗜好品に遣える額は、一概には決められないことは言うまでもありません。

全体としては、節約だけを先行させるのではなく、財産の減少を見据えながら、急激に生活破綻することなくソフトランディングしながら社会保障の仕組みへ移行し、本人も環境変化に適応できる。財産減少過程においては、適宜、趣味趣向や嗜好品への散財も組み込んでいくところが現実的な対応ではないのでしょうか。環境の激変に順応できるのであれば、また支出の仕方も変わるのかもしれませんが、しなやかさと責任を併せ持つ後見事務をすすめていければと考えます。

文責:長谷川千種(クローバー運営委員会委員長)

編集後記

「新型コロナウイルス」の影響が様々なところに出ています。ちょうど、3月に入ってからは、後見活動にも影響を受けるようになってきました。施設入所されている被後見人等への面会はすべて出来なくなりました。このまま、いつまで続き、いつ終息するのか非常に心配に思っています。(岡田 昌大)